

＼玉野に来て、見て、体験して！／

たまののお試し滞在助成金



県外に居住している「たまのの認定移住者」の方が、住居・仕事を探したり、地域情報を収集する際にかかる市内滞在費の一部を助成します！

※たまのの認定移住者：玉野市が認定した本市への移住希望者



補助金額

上限：**10**万円／1家族・グループ

※単身の場合は、上限：5万円

対象経費

- ・ 宿泊施設等の滞在費用
 - ・ レンタカー、レンタサイクルの借上費用
- ※市内事業者を活用した場合に限る

問合せ

玉野市 政策企画課 移住定住推進室
〒706-8510 岡山県玉野市宇野1-27-1
TEL：0863 - 32 - 5580

＼玉野市移住ポータルサイト／

たまののくらし

Life in Tamano

各種支援制度や移住情報はこちら！



<申請の流れ>

- 事前にたまのの認定移住者の登録が必要です。右記二次元コードから申請登録を行ってください。
- たまのの就職活動助成金との併用もできます。



申請者
申請書提出
活動報告

- 玉野市での活動終了後、交付申請書及び活動報告書を提出してください。
※滞在最終日から滞在日が属する年度の3月31日まで
- 添付書類：住民票の写し、滞在費用・借上費用の領収書の写し、賃貸借契約書の写し（居住物件を借り上げた場合）

玉野市
審査・交付決定
助成額確定

- 申請内容を審査の上、助成額を確定し、交付決定及び確定通知書または不交付決定通知書を発行します。

申請者
請求書提出

- 確定通知書を受け取ったら、速やかに助成金支払請求書を提出してください。

玉野市
助成金交付

- 請求日から1か月以内に指定した金融機関に助成金を振り込みます。
※1か月を経過しても振込みが確認できない場合は、ご連絡ください。

<助成金額>

- 市内事業者を活用した各費用の合計が助成金の対象です（千円未満切捨て）。
- 過去にこの助成金の交付を受けたことがある方は、過去の助成額を上限額（10万円または5万円）から差し引きます。
- 詳しい計算方法は申請書裏面をご覧ください。

宿泊施設滞在費用※ ホテル、民宿、民泊など	宿泊日数×4,000円（上限：宿泊費の1/2）
居住物件借上費用 契約期間：3か月以内	宿泊日数×4,000円（上限：賃貸借契約費用の1/2）
レンタカー借上費用	借上費用の1/2（上限：30,000円）
レンタサイクル借上費用	1人あたり1日1回の実費（上限：1人あたり1日600円）

※ R6年4月以降は、旅館業法に規定する宿泊施設に加え、住宅宿泊事業法に規定する民泊も対象になりました。